

## 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」 の一部改正について（概要）

### 1 主な改正内容

#### （1）臨床研修病院の指定基準

- ・ 臨床研修を行うのに必要な診療科の確保、救急医療の提供、臨床病理検討会の開催については、研修協力施設を含めないこととする。
- ・ 指定取消の要件に、「2年以上研修医の受入がないとき」及び「協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき」を追加する。
- ・ 経過措置を廃止する。

#### （2）諸手続きの簡素化等

- ・ 当該病院に関する変更届出事項について、病床数、研修管理委員会の構成員を除外する。（年次報告へ）
- ・ 研修プログラムの変更届出事項について、研修協力施設を除外する。
- ・ 研修プログラムの変更届出事項に研修医の募集定員を変更する場合を追加する。
- ・ 病院群を変更する場合、現行の新規申請から研修プログラムの変更届出に準じて対応する。
- ・ 年次報告における提出書類の軽減（研修プログラム添付の省略等）

#### （3）必ず必要な研修管理委員会の構成員として当該臨床研修病院及び研修協力施設以外に所属する医師、有識者等を追加する。

### 2 施行日

平成20年4月1日より適用

## 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（概要）

### 1 主な改正内容

#### （1）臨床研修病院の指定基準

- ・臨床研修を行うのに必要な診療科の確保、救急医療の提供、臨床病理検討会の開催については、研修協力施設を含めないこととする。
- ・必要な症例数について（例えば分娩数など）について明示する。
- ・評価について「財団法人日本医療機能評価機構」を削除する。  
（例示の削除）
- ・医療法30条の12による地域医療の確保のための協議や施策の実施への協力を明記。
- ・指定取消の要件に、「2年以上研修医の受入がないとき」及び「協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき」を追加する。
- ・病床数8床に対し研修医1人という経過措置などについて、原則として平成21年3月をもって廃止とする。

#### （2）諸手続きの簡素化等

- ・病院群を変更する場合、現行の新規申請から研修プログラムの変更届出に準じて対応する。
- ・臨床研修協力施設に対する施設証の交付を廃止する。
- ・当該病院に関する変更届出事項について、病床数、研修管理委員会の構成員を除外する。（年次報告へ）
- ・研修プログラムの変更届出事項について、研修協力施設を除外する。
- ・研修プログラムの変更届出事項について、研修医の募集定員を変

更なる場合を追加する。

- ・ 年次報告における提出書類の軽減（研修プログラム添付の省略等）

### （3）プログラムの柔軟化等

- ・ 外科及び救急部門についてそれぞれ3月以上研修を行うことが望ましいことを追加。

当初の12月のうち、3月以内に限り必修科目を研修することを可とする。

- ・ 研修協力施設における研修期間について、へき地・離島診療所等における研修の場合には、3月の上限を廃止

### （4）プログラム責任者及び指導医の要件

- ・ 要件の1つとして、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることを必須とする。（指導医については、平成21年4月1日より適用）

### （5）臨床研修病院の新規指定及びプログラム変更の取り扱いについて

- ・ 原則として、当分の間、臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員は行わないことを追加

## 2 施行日

平成20年4月1日より適用